

1 3 その他留意事項

「わたしは停めません」～本当に必要な人のために～

障害者等用駐車区画の 適正利用にご協力を！

障害のある方などのための駐車区画を適正にご利用いただくため、県が利用証を発行しています。

対象となる駐車場は、公共施設など不特定多数の方が利用する施設の駐車場にある、障害者等用駐車区画です。

障害者等用駐車区画として標示されている場所に駐車する場合は、和歌山県が発行する「障害者等用駐車区画利用証」又は公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車標章」を掲示するようお願いいたします。

障害者等用駐車区画とは

公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなど、不特定多数の方が利用する駐車場のうち、カラーコーンや看板などで「障害者等用駐車区画」として標示されている駐車区画です。

（登録障害者等用駐車区画は県のホームページでご覧いただけます。）

なお、「障害者等用駐車区画」には、白色の車いすマーク（国際シンボルマーク）などが塗装された幅広の「車いす使用者用駐車区画」と、「ゆずりあい駐車区画」（施設出入口近くの通常幅の区画）があります。

利用証とは

障害者等用駐車区画に駐車する際に必要な利用証で県が発行します。

ただし、既に、公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車標章」をお持ちの場合は利用証として代用できます。

なお、本県で交付した利用証は、他府県における同様の制度の駐車区画でもご利用いただけます。

利用証の申込み

申請書に必要事項を記入し、歩行が困難なことが確認できる書類を持参のうえ、申請窓口（裏面記載）にご提出ください（郵送での申請、代理人による申請も可能です。詳細は県のホームページでご確認ください）。

※裏面の『利用証の申請手続き』もご覧ください。

**制度の基本となるのは、一人ひとりのゆずりあいの心です。
必要な方が利用できるよう、ご理解とご協力をお願いします。**

お問い合わせ先

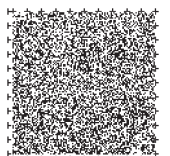
和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 障害福祉課

〒640-8585（県庁専用）和歌山市小松原通1-1

電話 073-441-2532 / FAX 073-432-5567

E-mail: e0404001@pref.wakayama.lg.jp

県ホームページ <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/riyosho.html>



交付対象者及び有効期間

区分		交付要件	必要書類等	有効期間	
身体障害者	視覚障害	4 級以上	身体障害者手帳	5 年	
	聴覚障害	3 級以上			
	平衡機能障害	5 級以上			
	肢体不自由	上肢			2 級以上
		下肢			6 級以上
		体幹			5 級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能			2 級以上
		移動機能			6 級以上
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害				4 級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4 級以上			
肝臓機能障害		4 級以上			
知的障害者		療育手帳 A1、A2 又は A	療育手帳		
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳 1 級	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者		特定疾患医療受給者 特定医療費（指定難病）受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	特定疾患医療受給者証 特定医療費（指定難病）受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証		
要介護高齢者		要介護状態区分が要介護 1 以上	介護保険被保険者証		
妊産婦		妊娠後 7 か月～産後 3 か月	母子健康手帳	妊娠後 7 か月～産後 3 か月	
けが人		けが等により一時的に移動の配慮が必要な者	医師の診断書・意見書等及び本人確認書類（自動車運転免許証、保険証等）	車いす、杖等の使用期間（1 年以内）	
その他		上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者		必要な期間（1 年以内）	

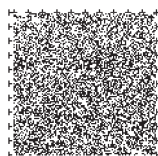
利用証の申請手続き

- 申請書に必要事項を記入し、上記の確認書類を持参のうえ、申請窓口にお越しください。
- ①申請書は申請窓口を設置しているほか、県のホームページからダウンロードできます。
 - ②上記の確認書類を必ず窓口で提示（または写しを添付）してください。
 - ③利用証は原則即日交付します（確認のため後日となることがあります）。

申請窓口

受付時間は月曜日から金曜日（祝日を除く）の 9：00 から 17：45 まで

窓口名	所在地	電話番号	FAX
和歌山県庁 福祉保健部 障害福祉課	和歌山市小松原通 1-1	073-441-2532	073-432-5567
海草振興局 健康福祉部	海南市大野中 939	073-482-0600	073-482-3786
那賀振興局 健康福祉部	岩出市高塚 209	0736-61-0020	0736-61-0013
伊都振興局 健康福祉部	橋本市高野口町名古屋 927	0736-42-0491	0736-42-5468
有田振興局 健康福祉部	有田郡湯浅町湯浅 2355-1	0737-63-4111	0737-64-1261
日高振興局 健康福祉部	御坊市湯川町財部 859-2	0738-22-3481	0738-22-8751
西牟婁振興局 健康福祉部	田辺市朝日ヶ丘 23-1	0739-22-1200	0739-26-7935
東牟婁振興局 健康福祉部	新宮市緑ヶ丘 2-4-8	0735-21-9610	0735-21-9639
(同 串本支所 地域福祉課)	串本町西向 193	0735-72-0525	0735-72-2739



和歌山県福祉のまちづくり条例における 届出制度に関する留意事項について（お願い）

福祉施設や診療所等を整備する場合には、その規模にかかわらず届出が必要です。 **※建築基準法による用途変更手続きが不要となる規模（200㎡以下の変更）については、特に注意してください。**

※通常、届出は建築基準法に基づく手続きと共に行われるため

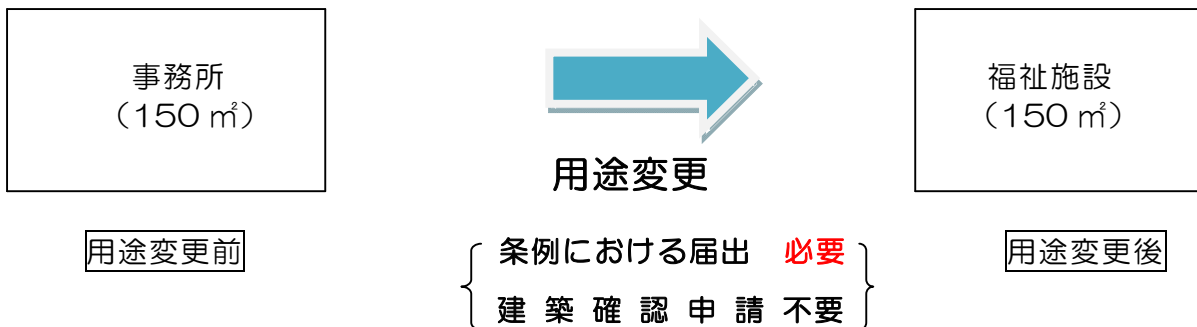
和歌山県福祉のまちづくり条例における届出制度等

○届出制度

一定の用途や規模の施設※を新築等（増改築や**用途変更を含む**）しようとする方は、あらかじめ、その整備内容等を知事に届出なければなりません。

※福祉施設や診療所等については、すべて届出が必要とされている

例）200㎡以下の事務所（テナントビル内含む）を福祉施設に用途変更する場合



○適合検査

届出にかかる建築物の新築等の内容が整備基準※に適合しているかどうかについての状況の検査を行っています。

※整備基準の例

- ・便所や廊下への手すり設置
- ・高齢者等へ配慮した傾斜路や階段の整備
（視認性向上のための明度差の確保や点状ブロック等の敷設等）

問い合わせ先

県庁建築住宅課	建築審査班	073-441-3185
那賀振興局 建設部	総務調整課建築グループ	0736-61-0030
伊都振興局 建設部	総務調整課建築グループ	0736-33-4922
有田振興局 建設部	総務調整課建築グループ	0737-64-1299
日高振興局 建設部	総務調整課建築グループ	0738-24-2908
西牟婁振興局 建設部	建築課 建築グループ	0739-26-7922
東牟婁振興局 串本建設部	総務調整・建築グループ	0735-22-8551
東牟婁振興局 新宮建設部	総務調整課建築グループ	0735-21-9624
和歌山市役所	建築指導課	073-435-1100